

## - 2 -

## 「熱中症予防対策に資する効果的な情報発信に関する検討会」開催要綱

令和 2 年 4 月 7 日  
環境省大臣官房環境保健部長決定  
気象庁予報部長決定

## 1 開催目的

近年、熱中症搬送者数が著しい増加傾向にあり、国民生活に大きな影響を及ぼしている。気候変動の影響を考慮すると、今後も、熱中症による死亡者 1500 人超を出した平成 30 年の夏のような災害級とも言える暑さが懸念され、熱中症対策は気候変動への適応の観点からも極めて重要である。

これまで、気象庁の高温注意情報や環境省の暑さ指数（WBGT）によって国民に注意を呼びかけてきており、「熱中症」への対策についての意識は高まってきていると思われる。一方、熱中症による死亡者数や救急搬送人員数は引き続き多い状態が続いていることから、国としてどのように情報を発信し、国民の効果的な行動に繋げるかが課題となっている。

そこで、熱中症予防対策に係る効果的な情報発信について検討するため、有識者で構成された「熱中症予防対策に資する効果的な情報発信に関する検討会」（以下「検討会」という。）を環境省と気象庁が共同で開催するものである。

## 2 検討内容

- ①熱中症予防対策に資する情報発信の課題や効果的な方法及びその検証
- ②情報が発表された場合に期待される具体的な予防対応行動
- ③その他熱中症対策に資する効果的な情報発信に関する事項

## 3 組織

- (1) 検討会は、検討事項に関連する有識者の中から環境省大臣官房環境保健部長及び気象庁予報部長の両部長が委嘱する委員をもって構成する。
- (2) 検討会に座長を置き、座長は委員の互選により定め、検討会の議事運営に当たる。
- (3) 座長は、検討会に、委員の代理者の出席を認めることができる。
- (4) 座長は、検討会に、必要に応じてオブザーバーの参加を認めることができる。
- (5) 座長は、検討会に、必要に応じて専門家等を説明員として出席させることができる。
- (6) 本検討会の事務は、環境省と気象庁が共同で行う。なお、検討会を円滑に運営するため、当該事務の一部を委託先等において処理させることができる。

4 公開等

本検討会は原則として公開とするが、個人情報保護、知的所有権の保護等の観点から座長が必要と判断する際には、資料を含む会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

検討会の資料及び議事要旨については、非公開とされたものを除き検討会終了後、ホームページ等により公表する。

5 開催予定

本委員会は、年2～4回程度の開催を見込む。

6 その他

その他本検討会の開催に当たり必要な事項は、座長の承認を受けて定める。